

令和 4 年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 青葉台福祉会(法人番号2140005014558)
監査実施日	令和4年11月24日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1 令和3年5月31日付で監事に選任された者（以下「前任者」という。）について、既に辞任したとの説明があったが、辞任に当たり辞任届を徴していなかった。また、前任者の後任とされる者（以下「後任者という。」）について、監事選任に当たって必要となる手続きが一切行われていなかった。については、法人の役員体制を整えるため、早急に以下の手順で対応すること。 ①後任者から、就任承諾書、欠格事項等に該当しないことの申立書等を徴すること。 ②前任者から、辞任届を徴すること。 ③理事会を開催し、後任者を前任者の後任監事候補として決定するとともに、監事選任を議題とする評議員会を開催することを決議すること。また、現監事及び監事としての権利義務を有している前任者から、新監事選任議案に対する同意書等を徴すること。 ④評議員会を開催し、後任者を監事に選任すること。	改善予定

令和5年2月28日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 理事・監事の改選に向けて実施された令和3年5月6日に決議があったものとみなされた理事会、令和3年5月31日に決議があったものとみなされた定時評議員会において、監事1名以外の役員の選任に関する議題及び議案が、決議の目的事項として提案されていなかった。法人としては改選を決議したとの認識であったが、手続きに不備があるため、速やかに改めて理事会で理事・監事の選任に関する評議員会の議題及び議案を決議し、評議員会の決議により理事・監事の選任を明確にすること。	改善予定

令和4年11月24日現在